

一般財団法人 石狩川振興財団 定款

第 1 章 総 則

(名 称)

第 1 条 この法人は、一般財団法人石狩川振興財団と称する。

(事 務 所)

第 2 条 この法人は、事務所を北海道札幌市に置く。

第 2 章 目的及び事業

(目 的)

第 3 条 この法人は、石狩川等の北海道における河川流域の治水事業に係る地域に密着した情報の提供、情報を活用した河川関連事業の支援、イベント等の啓蒙活動及び親水事業を軸とした地域振興計画の立案等を実施することにより、河川とその周辺地域との結びつきを深め、もって河川流域の健全な発展に寄与することを目的とする。

(事 業)

第 4 条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 河川流域及び治水事業に係わる情報の整備・提供
- (2) 河川に関する情報を活用した河川関連事業の支援
- (3) 河川に関する親水事業の企画・実施
- (4) 河川に関する地域整備等地域振興に係わる計画立案
- (5) 河川に関する各種イベントの企画・実施
- (6) 市民団体等の非営利団体への支援活動
- (7) 前各号に関する業務の受託
- (8) その他目的達成に必要な事業

第 3 章 資 産 及 び 会 計

(事業年度)

第 5 条 この法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第 6 条 この法人の事業計画書、収支予算書については、毎事業年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の決議を経て評議員会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に当該事業年度が終了するまでの間、備え置

くものとする。

(暫定予算)

第7条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長が理事会の決議を経て、予算成立の日まで前年度の予算に準じ収入支出することができる。

2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(事業報告及び決算)

第8条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後3か月以内に、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で理事会の承認を受けなければならない。

(1) 事業報告書

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 損益計算書（正味財産増減計算書）

(5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書

2 前項の承認を受けた書類のうち、第2号以外の書類については、定時評議員会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款を主たる事務所に備え置くものとする。

(1) 監査報告

第4章 評 議 員

(評議員の定数)

第9条 この法人に、評議員6名以上10名以内を置く。

(評議員の選任及び解任)

第10条 評議員の選任及び解任は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）第179条から第195条の規定に基づき、評議員会の決議によって行う。

2 評議員はこの法人又はその子法人の理事、監事又は使用人を兼ねることができない。

(評議員の任期)

第11条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。また、再任を妨げない。

2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。

3 評議員は、第9条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員の報酬等)

第12条 評議員は無報酬とする。ただし、常勤の評議員に対しては、民間事業者の役員の報酬等及び職員の給与、当財団法人の経理の状況その他の事情を考慮し、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算出した額を、報酬として支給することができる。

2 前項の規定にかかわらず、評議員には費用を弁償することができる。

第5章 評 議 員 会

(構 成)

第13条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

(権 限)

第14条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任又は解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額
- (3) 評議員に対する報酬等の支給基準
- (4) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 残余財産の処分
- (7) 基本財産の処分又は除外の承認
- (8) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開 催)

第15条 評議員会は、定時評議員会として毎事業年度終了後3か月以内に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招 集)

第16条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

2 評議員会は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

3 評議員会の議長は、評議員会において互選する。

(決 議)

第17条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- (1) 監事の解任
- (2) 評議員に対する報酬等の支給の基準
- (3) 定款の変更
- (4) 基本財産の処分又は除外の承認
- (5) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第19条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に、定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(議 事 録)

第18条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成する。

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人名2名以上が記名押印する。

第 6 章 役 員

(役員の設定)

第19条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 6名以上10名以内
- (2) 監事 2名以内

2 理事のうち1名を会長、1名を理事長、1名を専務理事とし、ほかに常務理事1名を置くことができる。

3 前項の理事長をもって、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第91条第1項第1号の代表理事とし、専務理事、常務理事をもって同条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員を選任)

第20条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

2 会長、理事長及び専務理事並びに常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

第21条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表してその業務を執行し、専務理事及び常務理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。

3 理事長及び専務理事並びに常務理事は、毎事業年度4か月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第22条 監事は、理事長の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第23条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4 理事又は監事については、再任を妨げない。

5 理事又は監事は、第19条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第24条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

(2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(役員報酬等)

第25条 理事及び監事は無報酬とする。ただし、常勤の理事及び監事に対しては、評議員会において別に定める総額の範囲内で、評議員会において別に定める報酬等の支給

の基準に従って算定した額を支給することができる。

2 前項の規定にかかわらず、役員には費用を弁償することができる。

第 7 章 理 事 会

(構 成)

第 2 6 条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権 限)

第 2 7 条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 会長、理事長及び専務理事並びに常務理事の選定及び解職

(招 集)

第 2 8 条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、会長、専務理事及び常務理事が理事会を招集する。
- 3 理事会の議長は、会長がこれに当たる。
- 4 会長が欠けたとき又は会長に事故あるときは、理事長が議長に当たる。

(決 議)

第 2 9 条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、理事全員が書面又は電磁的記録により同意の意志表示をしたとき（監事が当該提案について異議を述べたときを除く。）は、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

(議 事 録)

第 3 0 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成する。

- 2 議事録には、出席した代表理事及び監事が記名押印する。

第 8 章 顧 問 及 び 相 談 役

(顧問及び相談役)

第 3 1 条 この法人に、任意の機関として顧問及び相談役各 2 名以内を置くことができる。

- 2 顧問及び相談役の選任及び解任は、理事会において決議する。
- 3 顧問は、この法人の運営に関する重要事項について、理事長の諮問に応じて意見を述べ、若しくは理事長に対して助言を行う。

- 4 相談役は、この法人の運営上の特定課題について、理事長の諮問に応じて意見を述べ、若しくは理事長に対して助言を行う。
- 5 顧問及び相談役の報酬は無償とする。ただし、費用を弁償することができる。
- 6 顧問及び相談役の任期は、第23条第1項の規定を準用する。

第9章 賛助会員

(賛助会員)

第32条 この法人に、賛助会員を置くことができる。

- 2 賛助会員は、この法人の目的に賛同して、入会申込のあった団体又は個人とする。
- 3 賛助会員は、理事会の決議を経て、理事長が別に定める賛助会費を納入するものとする。
- 4 前各項に定めるもののほか、賛助会員に関し必要な事項は、理事会の決議を経て理事長が別に定める。

第10章 事務局及び職員

(事務局及び職員)

第33条 この法人の事務を処理するため、事務局を設け必要な職員を置く。

- 2 事務局の職員は、理事長が任免する。
- 3 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議を経て理事長が別に定める。

第11章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第34条 この定款は、評議員会の決議によって変更することができる。

- 2 前項の規定は、この定款の第3条及び第4条並びに第10条についても適用する。

(解散)

第35条 この法人は、基本財産の滅失等により、この法人の目的である事業の成功不能、その他法令で定められた事由によって解散する。

(剰余金の処分)

第36条 この法人は、剰余金の分配をすることはできない。

(残余財産の処分)

第37条 この法人が清算の時に有する残余財産は、評議員会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与する。

第12章 公 告 の 方 法

(公告の方法)

第38条 この法人の公告は、電子公告により行う。

- 2 事故その他やむを得ない事由により、前項の電子公告をすることができない場合は、北海道内で発行する新聞に掲載する方法による。

第13章 雑 則

(委 任)

第39条 この定款に定めるもののほか、この法人に関し必要な事項は、評議員会の決議及び理事会の承認を経て、理事長が別に定める。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と一般法人法の設立の登記を行ったときは、第5条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 3 この法人の最初の理事長は神保 正義、専務理事は山本 茂とする。
- 4 この法人の最初の評議員は、次に掲げる者とする。

池部 彰
泉谷 和美
金子 正之
川島 崇則
許士 達広
中島 健
中野 嘉道
林 芳男
原田 裕

附 則

この変更後の規定は、平成26年6月18日から施行する。